

笠間市監査委員告示第1号

地方自治法第199条第4項の規定に基づき、令和元年度の定期監査を執行したので、その結果を同条第9項の規定により次のとおり公表する。

令和2年2月21日

笠間市監査委員 仙波 操

笠間市監査委員 須藤 幹夫

笠間市監査委員 市村 博之

## 令和元年度定期監査報告書

### 1 監査期日及び監査対象施設

監 査 期 日	監 査 対 象 部 署 ・ 学 校
令和元年11月8日	総務部 総務課 笠間支所地域課 岩間支所地域課 収税課 税務課 財政課 資産経営課
令和元年11月13日	保健福祉部 社会福祉課 子ども福祉課 笠間支所福祉課 岩間支所福祉課 高齢福祉課
令和元年11月20日	市立病院 保健福祉部 保険年金課（市民窓口課） 健康増進課 市長公室 秘書課 企画政策課 教育委員会 おいしい給食推進室 学務課
令和元年11月27日	教育委員会（学校監査） 友部中学校 笠間中学校 岩間第一小学校 岩間第二小学校
令和2年1月10日	上下水道部 下水道課 水道課 市民生活部 市民課（市民窓口課） 環境保全課 市民活動課
令和2年1月15日	農業委員会事務局 産業経済部 農政課 道の駅整備推進課 商工課 観光課 会計課 監査委員事務局 公平委員会
令和2年1月28日	消防本部 都市建設部 都市計画課 建設課 管理課 議会事務局
令和2年1月31日	教育委員会 公民館 図書館 スポーツ振興課 生涯学習課

## 2 監査の方法と着眼点

地方自治法第199条第4項の規定に基づき、主に事務事業の管理及び財務に関する執行が合理的かつ適法に行われているかを監査基準に準拠し実施した。

事前に、監査資料の提出を求め、提出された資料を基にそれぞれの状況について、担当部課長及び担当職員より説明を受け質疑応答の方法で行った。

また、学校監査においては、市内の小・中・義務教育学校から提出された書類等の確認後、学務課職員の出席を求め、対象学校に赴き、提出書類を基に関係帳簿、証拠書類等の確認、照合と併せて学校長及び教頭等から説明を受け、質疑応答の方法で行った。

## 3 提出書類

定期監査実施に伴う関係諸帳簿類等については、該当監査月の前々月末日までを監査対象とした。

### (1) 行政一般等の監査

- ① 組織体制
- ② 事務事業執行状況調
- ③ 収入未済額調書
- ④ 負担金及び交付金の支出状況
- ⑤ 補助金交付状況
- ⑥ 歳入歳出予算執行状況報告書（歳入・歳出月計表）
- ⑦ 関係業務に係る内部統制の状況

### (2) 学校監査

- ① 組織体制
- ② 歳出予算執行状況（科目別）
- ③ 金券類の保管状況
- ④ 公金外現金の取扱状況

## 4 監査の結果

財務に関する事務の執行及び経営に係わる事業の管理を監査した結果、概ね適正に執行されていると認められた。

なお、指摘及び注意事項は以下のとおりである。

『総務部』

【総務課】

特に指摘及び注意する事項なし。

【笠間支所地域課】

特に指摘及び注意する事項なし。

【岩間支所地域課】

特に指摘及び注意する事項なし。

【収税課】

特に指摘及び注意する事項なし。

【税務課】

特に指摘及び注意する事項なし。

【財政課】

特に指摘及び注意する事項なし。

【資産経営課】

特に指摘及び注意する事項なし。

『保健福祉部』

【社会福祉課】

特に指摘及び注意する事項なし。

【子ども福祉課】

特に指摘及び注意する事項なし。

【笠間支所福祉課】

特に指摘及び注意する事項なし。

【岩間支所福祉課】

特に指摘及び注意する事項なし。

【高齢福祉課】

特に指摘及び注意する事項なし。

『市立病院』

特に指摘及び注意する事項なし。

『保健福祉部』

【保険年金課（市民窓口課）】

特に指摘及び注意する事項なし。

**【健康増進課】**

特に指摘及び注意する事項なし。

『市長公室』

**【秘書課】**

特に指摘及び注意する事項なし。

**【企画政策課】**

特に指摘及び注意する事項なし。

『教育委員会』

**【おいしい給食推進室】**

特に指摘及び注意する事項なし。

**【学務課】**

特に指摘及び注意する事項なし。

『教育委員会（学校監査）』

**【友部中学校】**

特に指摘及び注意する事項なし。

**【笠間中学校】**

特に指摘及び注意する事項なし。

**【岩間第一小学校】**

特に指摘及び注意する事項なし。

**【岩間第二小学校】**

特に指摘及び注意する事項なし。

『上下水道部』

**【下水道課】**

特に指摘及び注意する事項なし。

**【水道課】**

特に指摘及び注意する事項なし。

『市民生活部』

**【市民課（市民窓口課）】**

特に指摘及び注意する事項なし。

**【環境保全課】**

特に指摘及び注意する事項なし。

**【市民活動課】**

特に指摘及び注意する事項なし。

『農業委員会事務局』

特に指摘及び注意する事項なし。

『産業経済部』

**【農政課】**

特に指摘及び注意する事項なし。

**【道の駅推進課】**

特に指摘及び注意する事項なし。

**【商工課】**

特に指摘及び注意する事項なし。

**【観光課】**

特に指摘及び注意する事項なし。

『会計課』

特に指摘及び注意する事項なし。

『監査委員事務局』

特に指摘及び注意する事項なし。

『公平委員会』

特に指摘及び注意する事項なし。

『消防本部』

特に指摘及び注意する事項なし。

『都市建設部』

**【都市計画課】**

特に指摘及び注意する事項なし。

**【建設課】**

特に指摘及び注意する事項なし。

**【管理課】**

特に指摘及び注意する事項なし。

『議会事務局』

特に指摘及び注意する事項なし。

『教育委員会』

**【公民館】**

特に指摘する事項なし。

**注意事項**

合併から13年を経過しており、「笠間市公民館」として3公民館の組織、事業運営面とも、さらなる統一的、一体的な執行に努められたい。

**【図書館】**

特に指摘する事項なし。

**注意事項**

「笠間市図書館」として、3図書館の組織面でのさらなる統一化に努められたい。

**【スポーツ振興課】**

特に指摘及び注意する事項なし。

**【生涯学習課】**

特に指摘及び注意する事項なし。

※ 全体的な注意事項

市税等の滞納対策については、一定の成果が見られるが、財源の確保や公平性を図るため、なお一層の収納率の向上と滞納額の縮減に努められたい。

また内部統制については、平成29年の地方自治法の一部改正により「内部統制制度」が導入されたことに伴い、今回初めて、現在各部署で行われている内部統制の状況について聴取したところであり、全体としては、各部署とも法令や規則、業務マニュアルなど多くのルールに基づき、概ね適正に対応されているものと認められた。しかしながら、個人情報への取扱い、適正な会計処理や入札執行、内部統制環境の整備など全庁的な課題も多くみられるので、市においては、内部統制方針策定の有無に関わらず、全庁的な課題の対応方針を明示し、全庁共通理解のもとに、なお一層の事務執行の適正な確保に努められたい。